

平成 25 年 10 月 30 日(水)

## 衆議院 法務委員会 《衆議院議員 階 猛》

### 【出典】

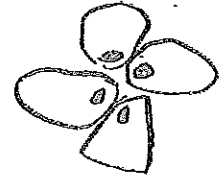
- ・資料1 『われら自民党議員「スパイ防止法案」に反対する』  
中央公論(1987年4月号)より 1-2 頁
- ・資料2 「情報公開法改正の概要」民主党作成資料 3 頁
- ・資料3 「用地取得加速化プログラム」復興庁作成資料 4-5 頁
- ・資料4 「東日本大震災からの復興の推進のための復興整備事業の  
実施に必要な権利者による土地等の処分の迅速化に関する  
法律案要綱」 6-7 頁
- ・資料5 『「東日本大震災からの復興の推進のための復興整備事業の  
実施に必要な権利者による土地等の処分の迅速化に関する  
法律案」第6条について』法務省民事局(平成25年10月8日)  
8-9 頁
- ・資料6 『刑事訴訟法の一部を改正する法律案(いわゆる「取り調べ可視化  
法案」)の基本的な考え方及び概要』民主党作成資料 10 頁
- ・資料7 「法曹養成制度改革の推進について」法曹養成制度関係閣僚  
会議決定(平成25年7月16日) 11-13 頁
- ・資料8 「平成25年司法試験法科大学院等別合格者数(合格率順)」  
法務省作成資料 14 頁

中央公論 '87/4号

# われら自民党議員

## 「スパイ防止法案」に反対する

谷垣 禎一



わが国が自由と民主主義にもとづく国家体制を前提とする限り、国政に関する情報は、主権者たる国民に対し基本的に開かれていなければならない。国民が、これにアタセズすることは自由であるのが原則なのだ。そして、この国政に関する情報に、防衛情報が含まれることも論を俟たない

売上税、防衛費、少子化問題など議論のわかれる問題は少なくない。スパイ防止法案もその一つであろう。この法案についてわが自民党内でも最近ホットな議論が行われてきた。わが党にはもちろん熱心な推進論がある。しかし、現在の法案に危惧の念を表明する議員も、決して少数ではない。自民党国会議員の過半数が慎重論だとのアンケート結果を毎日新聞で読んだ記憶があるが、これは私の実感とも一致する。このような立場を取る十二名の国会議員は、昨年十一月十八日、自

民党スパイ防止法制定に関する特別委員会(委員長・松永光兼議院議員)に意見書を提出した。別掲1の「防衛秘密に係わるスパイ行為等の防止に関する法律案」に対する意見書がこれである。この間の経緯等について以下述べてみたい。昭和五十五年一月、宮永元健将補による防衛庁秘密文書漏洩事件が発覚する。これを機に、「日本はスパイ天国であり、スパイ防止法を制定する必要がある」との議論が高まった。わが党においても、安全保衛調査会に特別小委員会が設けら

れ、同年四月には「防衛秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」(第一次案)が取りまとめられた。ただし、当時の大平正芳総理大臣が、現行法制で十分に対処できるとして、スパイ防止法制定については慎重な国会審議をされていることに注意すべきである。五十七年に、右特別小委は法全整備に關する小委員会に名を替え、同年七月には第二次案が作成された。次いで五十九年には、「國家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」(第三次案)が取り

まとめられ、これが自民党案として、六十一年六月、第一〇二通常国会に提案され、第一〇三臨時国会に継続審議となったが、同年十二月棄権半了廃案となった。

六十一年に入り、党政調査会にスパイ防止法制定に関する特別委員会が設けられた。この特別委で、第三次案にいくつかの修正を加えたものが、現段階でのスパイ防止法案Ⅱ「防衛秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」である。この法案は、昨年五月二十日、党総務会に提出されたが、激しい議論となり、また解散をめぐって、激しい対立がある時でもあったため、この法案の取扱いについては、政務調査会長に一任することとなった。

その後、解散一発同時選挙を経て、昨年十一月に特別委が開かれ、政調会長預りとなっているこの法案への対処が論


議された。席上私たち数名の者が、慎重な扱いを求める意見を述べたところ、松永委員長から文書で具体的に意見を出して欲しいとの要請があった。そこで、白川勝彦衆議院議員と私とで案を作り、熊川次男衆議院議員の加筆を得たのち、この法案に対して考え方を同じくする同僚議員の参加を求めて、前記の意見書をまとめ、特別委に提出した。これに対し、松永委員長より口頭で反論が加えられたが、後にこのコメントは松永委員長名の文書となっている。私たちの意見書に対しては、松永委員長より、条文に即したより具体的な意見を出すようにとの指示があったので、白川議員と私の責任で別掲1の逐条意見書を作成し、十二月特別委に提出した。疎略な点も多いと思うが、わが党における一つの考え方を示すことは出来たと考えている。

### 萎縮効果こそが問題

私たちは現在の法案に批判的な見地に立っている。しかし、この法案の推進論者と基本的な点では認識を共通にしている。それは、國家の平和と安全が確立されていなければ、國民の基本的人權も繪に画いた餅になってしまう、そして國家の平和と安全を確立するためには外國との關係で防衛秘密の存在を否定することが出来ないという認識である。そんな当然のことと言われるかも知れないが、世間には、知る権利の前に防衛秘密はありえないという考え方や、スパイ行為によって情報が漏れているほうが互いに手のうちがわかって平和になるとしてスパイを称揚するような発想もある。私たちがそのような考え方はとらない。

しかし、わが国は、自由と民主主義の下で、今日の繁榮を築いてきた。今後も自由と民主主義を國政運営の柱としなければならぬといふのは、日本國民の指すべきべき信念であろう。このような國家体制を前提とする限り、國政に関する情報は、主権者たる國民に対し基本的に開

われら自民党議員「スパイ防止法案」に反対する



谷垣 一氏

衆議院議員、自民党宮沢派、東京都知山市生まれ。栗駒大学法学部卒。弁護士活動を経て、83年衆議院初当選。現在、陸上自衛隊・森林水産省常任委員、裁判官評選委員会委員、党調査・法務委員会副委員長、党議員・農水・国民生活局長次長、民権・新聞委員会次長。

かかれていなければならない。国民が、國政に関する情報にアクセスすることは自由であるのが原則なのだ。そして、この國政に関する情報に、防衛情報が含まれることも論を俟たない。

わが國における防衛論議は、いわゆる非武装中立論に象徴されるように、かつては懐念的で不毛と言わざるを得ない面があったが、近年しだいに現実を踏まえたいものになって来た。私たちは、このことを喜んでいるが、これはわが國をめぐる國際情勢についての的確な情報が國民に伝わっていることの反映であろう。いわゆる防衛費の増止めの問題についても、GNP一％枠から総額明示方式に移行することになれば、いよいよ事実即した議論をつみあげなければならない。そして事実即した議論をつみあげて行くことが、國民の防衛に対する理解を深めることにつながるだろう。

このように國政に関する情報が基本的に國民に開かれていることが原則である。しかし例外のない原則はない。情報のうちには公開することが却って國民の権利を侵害する結果になるものがある。

國家の平和と安全に係わる防衛秘密はまさにそのようなものである。しかし、これはあくまで原則に対する例外であるから、なんでも秘密だというのは、自由の原則が崩れてしまう。例外の認定は限定的でなければならないのだ。まして刑罰で秘密を守ろうという場合は、よくよく絞りをかけておかないと、人の活動を抑えたりに萎縮させることになりかねない。私たちが意見書で言いたかったことは、簡じつめればこれだけの単純なことなのである。

しかし、秘密は例外であり、例外の認定は限定的でなければならないという考え方は、現在のスパイ防止法案のとるところではない。法案の基本的な思想は、防衛秘密は守らなければならないということである。それが、國民の自由という原則の例外であるという認識は稀薄である。だから防衛秘密を守るためには、本来のスパイ行為のみならず、なまなま手段が相当でなかった情報収集活動や過失による秘密漏示行為まで処罰しようとする。防衛秘密保持に障害となる可能性のある行為を次々と処罰の対象に取り込

み、その余の部分によりやく國民の知る権利を認めようということになる。このような発想でつくられた法案が、國家による情報統制法としての色彩を持つことは避けられないのではなからうか。秘密は例外だから制限しようという発想の稀薄な点に、この法案の致命的な弱点があると考えるのである。

多くの人が、この法案の犯罪構成要件の絞りが十分でないと指摘しているのもこのことに関係する。このような批判に対しては、運用のよろしきと判例による絞りによつてこの難点を解消できると言う人がある。しかし、どんな行為が処罰されるかは判決が出るまでわからないといふのであれば、人は「ヤバイかも知れない」と思った途端にその行動を(本来許されている行為かも知れないのに)トーン・ダウンさせるであろう。このような萎縮効果のつみかさねこそが、自由な社会にとって一番問題なのである。

### 現行法制から出発すべき

現行の法案に問題があるにせよ、もし日本がスパイ天国であるのならば、なん

らかの立法措置が必要だということになる。この点については現行法制の再検討から出発すべきだと私は考える。そこで現行法制を概観すると、この分野には既に多くの立法がなされており、決して尻ぬけの状態になっているのではない。

戦時については、刑法八十二条の外患援助罪が包括的な規定を設けており、スパイ行為・秘密漏示行為はこれによって死刑を含む重罰を科せられる。

平時については、國家公務員法、地方公務員法および自衛隊法によって、公務員が職務上知り得た秘密を漏らした場合は、一年以下の懲役に処せられることとなっている。この規定が難きに失するかどうかは議論のあるところであるが、従来秘密保持の機能を果たして来たことは否定できない。宮本元隆将補も自衛隊法によって処罰されたのである。

ところで、法案で処罰の対象とされているのは二種の類型がある。第一は、秘密を保持しているものがこれを漏示する行為であり、第二は、情報を収集する行為である。

第一の秘密漏示行為については、現行

法制では、公務員法制で守秘義務違反という面から規定があるが、特別職公務員や防衛庁の兵器の設計に当たった民間会社の技術者のように非公務員でも職務上秘密を知り得る立場のものについては規定がない。そこでこれ等のものについて処罰の道を開くところに今度の法案の一つの意味があると論者は主張する。しかし、特別職公務員の一つである國務大臣を例に取ると、現行法制が國務大臣を処罰の対象としていないのは、高度の政治判断を尊重するためであらう。法案においても國務大臣の外交交渉等が、仮に構成要件に該当する場合であっても刑法三十五条の正当行為として違法性が阻却されることにならう。しかしこの場合の正当行為に該当するか否かの判断は、高度の政治判断と表裏のものであるから、司法判断になじむが疑問の残るところである。法案については、ジャーナリストの取材活動への制約や一般人にまで処罰が及ぶことへの警戒は語られるが、自由であるべき政治活動が制約され、萎縮するのではないかとこの点も私は危惧する。第一の秘密漏示行為につ

ては、これらの問題を含めて、全体的な刑の権衡などを考慮し公務員法制の再検討として出発すべきである。

第二、情報収集活動については、それが本来國民の自由な活動に属すべきことがらであるから、特に選法性の高い行為に本来のスパイ活動に限定して処罰規定を設けるべきだと考える。本法案は、このような意味でのスパイ防止法として純化すべきであらう。

本法案については、いろいろな角度からの議論があり、傾聴すべきものも多い。しかし、「軍靴の音が聞える、いつか来た道」式の議論にはいささか食傷したと感ずる人も決して少なくないのではあるまいか。私たちは戦後の四十年にもっと自信を持つても良いと思う。この四十年間に、私たちはハイテクによって支えられる高度な産業社会、高度情報社会をつくって来た。今、必要なのは、スパイ防止法がこれにどのような影響を与えるか、といった前むきの議論ではないだろうか。私たちの能力不足から、この点については十分な議論が出来ていない。御教示をお願いして本稿を終える。

# 情報公開法改正の概要

情報公開制度が「国民の知る権利」を保障する観点から定められたものを明示(1条)するとともに、同制度を「国民の知る権利」の保障にふさわしい充実した内容に改正

## 「国民の知る権利」の保障 (オープンガバメントの実現)

より多く

より簡易に

より早く

より明確に

より確実に

> 開示情報の拡大 (5条・6条)  
 不開示情報規定及び部分開示規定を見直し、開示情報を拡大。  
 (例) 不開示情報から、「公にしない」との条件で任意に提供された「法人情報」、「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある」審議情報を削除、国・公共の安全情報の厳格化等。  
 > 情報提供制度の充実 (25条)

> 手数料の見直し (16条)  
 開示請求手数料を原則として廃止等。

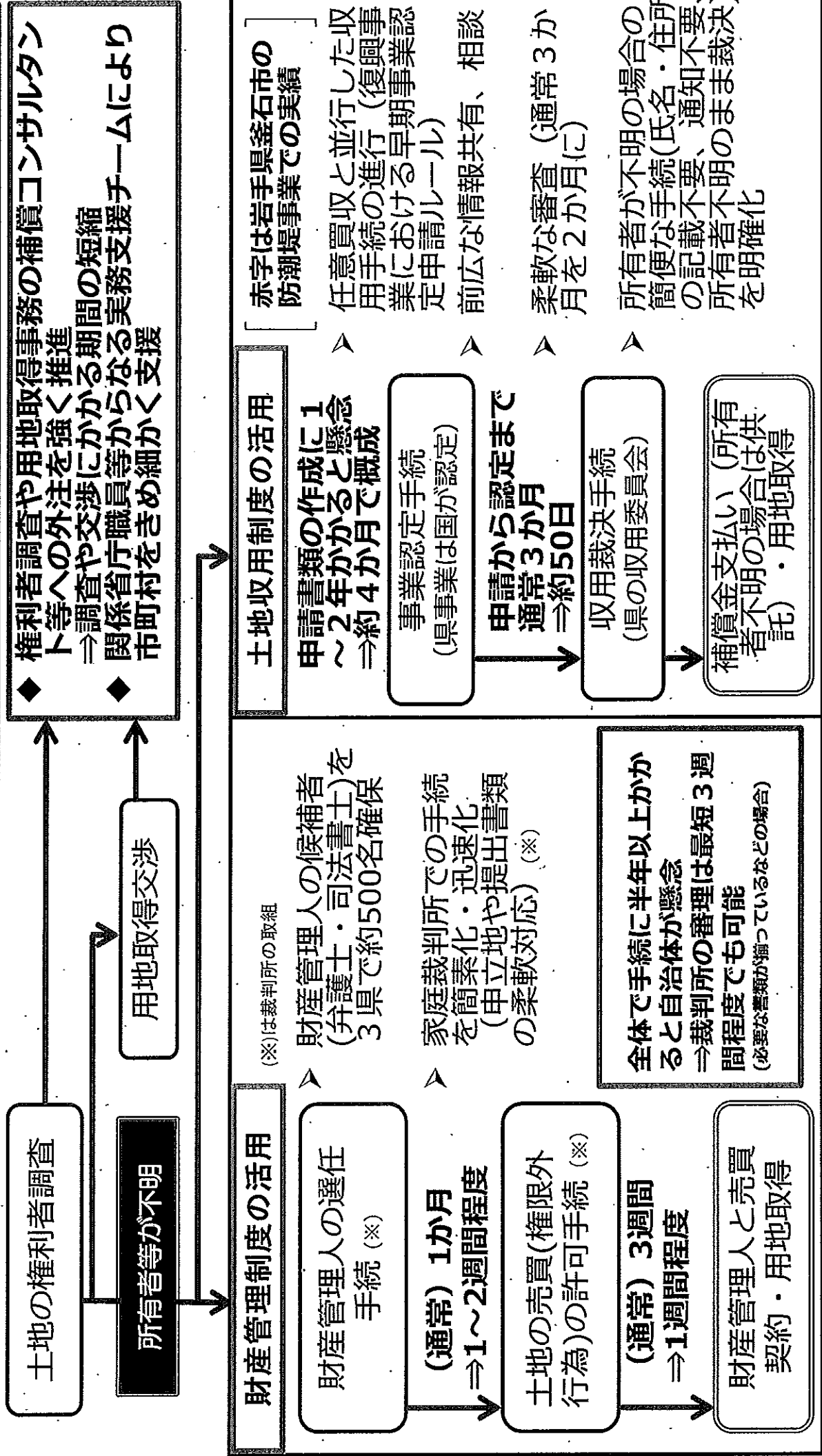
> 開示決定等の期限の短縮 (10条)  
 開示請求から開示決定等までの期限を「30日」から「行政機関の休日を除き14日」に短縮。  
 > 不開示決定のみなし規定 (10条・11条)  
 期限内に開示決定等がされない場合には、請求者が不開示決定がされたものとみなすことができるとし、直ちに不服申立てや情報公開訴訟を行うことを可能にする。

> 不開示決定における理由付記 (9条)  
 不開示決定の通知に、その根拠条項及び理由をできる限り具体的に記載。

[内閣総理大臣のリーダーシップの発揮・事後救済制度の強化]  
 > 内閣総理大臣の権限強化を通じた不服申立ての迅速化と実効性向上 (18条、21条、27条、28条)  
 不服申立てについて、情報公開・個人情報保護審査会へ諮問するまでの期間が90日を超えた場合、その理由の内閣総理大臣への報告義務を課して処理の迅速化を図るとともに、内閣総理大臣の報告制度の導入など、内閣総理大臣の権限を強化し実効性を向上。  
 > 情報公開法の移管(総務省→内閣府) (内閣府設置法4条・68条、総務省設置法25条)  
 > 情報公開訴訟の抜本的強化 (22条・23条・24条)  
 ・原告の普通裁判所所在地の地方裁判所に提起することを可能にする。(高裁所在地(8カ所)→すべての地裁(50カ所))  
 ・裁判所が、行政機関の長等に対し、対象文書に記載されている情報の内容等を分類・整理した資料(ヴォーン・インデックス)の作成及び提出を求めめる手続を導入。  
 ・裁判所が、当事者を立ち会わせずに行う対象文書についての証拠調べ(インカメラ審理)手続を導入。

# ① 用地取得加速化プログラム

復興事業のための様々な特例措置、運用改善策を講じることにより、所有者が不明の土地などの取得を飛躍的に加速化。



- ◆ 権利者調査や用地取得事務の補償コンサルタント等への外注を強く推進  
⇒ 調査や交渉にかかる期間の短縮
- ◆ 関係省庁職員等からなる実務支援チームにより市町村をきめ細かく支援

財産管理制度の活用

- 財産管理人の候補者(弁護士・司法書士)を3県で約500名確保
- 家庭裁判所での手続を簡素化・迅速化(申立地や提出書類の柔軟対応)(\*)
- 全体で手続に半年以上かかると自治体が懸念  
⇒ 裁判所の審理は最短3週間程度でも可能(必要な書類が揃っているなどの場合)

土地収用制度の活用

- 申請書類の作成に1~2年かかると懸念  
⇒ 約4か月で概成
- 事業認定手続(県事業は国が認定)
- 申請から認定まで通常3か月  
⇒ 約50日
- 収用裁決手続(県の収用委員会)
- 補償金支払い(所有者不明の場合は供託)・用地取得

赤字は岩手県釜石市の防潮堤事業での実績

- 任意買収と並行した収用手続の進行(復興事業における早期事業認定申請ルール)
- 前広な情報共有、相談
- 柔軟な審査(通常3か月を2か月に)
- 所有者が不明の場合の簡便な手続(氏名・住所の記載不要、通知不要、所有者不明のまま裁決を明確化)

# (2) 財産管理制度

## 手続の流れ

財産管理人の選任の  
申立て準備

25年4月以降、22件申立て(9月20日時点)  
※仙台、福島、盛岡の各家裁の復興関連のもの

※必要な書類が揃っているなどの場合  
1か月程度

↓  
1~2週間程度

財産管理人選任の申立てがあった22件について、取下げ(3件)、選任手続中(1件)のものを除き、全て選任済み。

※必要な書類が揃っているなどの場合  
3週間程度

↓  
1週間程度

財産管理人の選任の  
申立て

選任の審判

権限外行為許可(土地  
売買の許可)の申立て

権限外行為許可(土地  
売買の許可)の審判

自治体と財産管理人との間で  
土地の売買契約(売買代金は  
財産管理人が管理)

## 加速化プログラムの具体的内容

○最高裁事務総局、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会に対し、財産管理制度の円滑な活用に向けた協力を依頼

【家庭裁判所による周知・相談】

- ◆仙台、福島及び盛岡の各家裁から管内全自治体に対し、  
・相談窓口を周知
- ・復興事業における財産管理制度の利用に関するQ&Aを送付
- ◆被災自治体の要請に応じて、自治体を個別訪問

【家庭裁判所における手続の簡素化・迅速化等】

- ◆震災による所在不明の場合、行方不明者届等を活用
- ◆震災復興事案における自治体申立てについては、従来の住所地ではなく不動産の所在地の家庭裁判所での申立てや、買取対象不動産のみを記載した財産目録の提出等、申立てや提出書類等の点において、より柔軟に対応
- ◆申立書類の審査から調査囑託までを短期間で実施

【財産管理人の候補者の確保・拡充】

- ◆弁護士会、司法書士会に依頼し、候補者を確保  
岩手県157名、宮城県255名、福島県69名(福島につき更に75名を確保予定)

- 復興局において継続的に財産管理人の需要を事前に把握
- 需要ひっ迫時に備え、他県の弁護士、司法書士の応援を要請

【家庭裁判所における態勢整備】

- ◆震災関連事件対応のため書記官等約25名を増配置、震災対応窓口の設置等の態勢面の整備

(注)◆は、裁判所における取組であり、法務省が最高裁事務総局から聴取したものと

## 東日本大震災からの復興の推進のための復興整備事業の実施に必要な 権利者による土地等の処分の迅速化に関する法律案要綱

### 一 目的（第1条関係）

東日本大震災復興特別区域法による復興整備計画に記載された復興整備事業の実施に当たり、権利者又は権利者の所在が明らかでない土地等及び遺産の分割がされていない土地等が多数存在し、権利者による当該土地等の処分が円滑に行われていない現状に鑑み、復興整備事業の実施主体による権利者及び権利者の所在の調査の迅速化、不在者財産管理人又は相続財産管理人（不在者財産管理人等）の活用を促進するための措置、家庭裁判所の人的体制の充実等について定めることにより、復興整備事業の実施に必要な権利者による土地等の処分の迅速化を図り、もって東日本大震災からの復興の推進に寄与することを目的とすること。

### 二 土地等の権利者及び権利者の所在の調査の迅速化（第3条関係）

復興整備事業の実施主体である国又は地方公共団体は、復興整備事業の実施のために権利者による処分が必要となる土地等について、権利者又は権利者の所在が明らかでないときは、必要に応じ民間に調査を委託すること等により、その調査の迅速化に努めるものとする。

### 三 不在者財産管理人等の活用を促進するための措置

#### 1 不在者財産管理人等の活用（第4条関係）

復興整備事業の実施主体である国又は地方公共団体は、復興整備事業の実施のために権利者による処分が必要となる土地等について、権利者に不在者があり、又は相続人があることが明らかでないため、権利者による処分が困難であるときは、自ら利害関係人として不在者財産管理人等の選任を請求するなどして不在者財産管理人等を活用することにより、当該土地等の処分の迅速化に努めるものとする。

#### 2 不在者財産管理人等となる人材の養成及び確保等（第5条関係）

- (1) 国は、復興整備事業の実施のために必要となる権利者による土地等の処分の迅速化に資するため、弁護士・司法書士等以外の者から不在者財産管理人等となる人材を養成・確保するために必要な研修その他の措置を講じなければならないものとする。
- (2) 国は、弁護士・司法書士等及び(1)の人材で、復興整備事業の実施のために権利者による処分が必要となる土地等を管理する不在者財産管理人等となろうとする者に関する情報を収集し、必要に応じこれを復興整備事業の実施主体に提供するものとする。

#### 3 復興整備事業に係る不在者財産管理人に関する民法等の特例等（第6条関係）

- (1) 復興整備事業の実施のために権利者による処分が必要となる土地等について、遺産の分割がされておらず、かつ、複数の共同相続人等が不在者であるときは、弁護士・

司法書士等である不在者財産管理人（弁護士等不在者財産管理人）は、民法第108条その他の法令の規定にかかわらず、当該土地等を含む遺産の分割について、当該不在者である複数の共同相続人等を代理することができるものとする。

(2) 弁護士等不在者財産管理人は、(1)により不在者である複数の共同相続人等を代理して遺産の分割の協議等を行うときは、これらの各共同相続人等のために公平にその職務を行わなければならないものとする。

(3) 家庭裁判所は、(1)により不在者である複数の共同相続人等を代理して遺産の分割の協議等を行った弁護士等不在者財産管理人から当該遺産の分割について民法第28条の規定による許可を求められた場合には、当該遺産の分割の内容がこれらの各共同相続人等の間の公平を不当に害することがないと認めるときに限り、当該許可をすることができるものとする。

- 4 所在が明らかな共同相続人等が土地等を取得することについての配慮（第7条関係）  
復興整備事業の実施のために権利者による処分が必要となる土地等を含む遺産について不在者財産管理人が不在者である共同相続人等を代理して分割の協議等を行う場合においては、不在者財産管理人は、当該土地等の使用の状況、不在者である共同相続人等の所在が将来明らかになる可能性等を勘案して適当と認めるときは、不在者である共同相続人等の利益を確保した上、所在が明らかな共同相続人等が当該土地等を取得することについて配慮するものとする。

#### 四 家庭裁判所の人的体制の充実（第8条関係）

国は、遺産の分割がされていない土地等の権利者による処分に関連して行われる家事事件の手續が東日本大震災の被災地域において迅速に行われるようにするため、当該地域を管轄する家庭裁判所の人的体制の充実に努めなければならないものとする。

#### 五 国の財政上の措置（第9条関係）

国は、復興整備事業の実施主体である地方公共団体が、復興整備事業の実施のために権利者による処分が必要となる土地等について、権利者及び権利者の所在の調査を行い、又は不在者財産管理人等を活用するために負担する費用について、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

#### 六 施行期日等

##### 1 施行期日（附則第1条関係）

この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

##### 2 復興庁設置法の一部改正（附則第2条関係）

復興庁の所掌事務に、三二（1）及び（2）に関する事務を加えること。



## 「東日本大震災からの復興の推進のための復興整備事業の実施に必要な権利者による土地等の処分の迅速化に関する法律案」第6条について

平成25年10月8日

法務省民事局

現行法上、不在者財産管理人の適格要件について法律上明確な定めはなく、裁判所は、不在者の住所地以外に居住する弁護士等を財産管理人に選任することができ、既に財産管理人に選任されている弁護士等を当該不在者と利害関係のない別の不在者の財産管理人に選任することも可能である。

法律案第6条第1項は、弁護士等不在者財産管理人が、復興整備事業の実施のために権利者の処分が必要な土地等を含む遺産の分割について、不在者である複数の共同相続人等を代理することができることと規定する。これは、財産管理人の給源が不足する事態に備え、そのような場合でも遺産分割が遅滞しないようにすることを目的とするものであると考えられる。

しかし、土地等の財産を共有する複数の不在者に同一の不在者財産管理人を選任することは、遺産分割以外の場面であっても、原則として双方代理の規定（民法第108条）の趣旨に反することから相当でないところ、遺産分割協議は、以下のとおり、共同相続人等の間で利害の対立が先鋭化しやすい場面である。

- 特別受益（民法第903条）や寄与分（民法第904条の2第1項）の有無やその評価について争いが生じることが少なくない（注）。
- 相続財産の具体的分割方法について争いが生じることも少なくなく、相続財産には買収対象となる土地以外の財産が存在する場合も少なくないから、その争いの態様も多様である。
- このほかにも、特定の財産が相続財産に含まれるか否か、各相続財産の評価額について争いが生じることが少なくない。
- 相続人の範囲について争いが生じる場合もあり；例えば、包括受遺者が存在する場合には、被相続人の遺言の有効性が問題とされることがある。

（注）特別受益や寄与分が認められる事例の場合、これらを考慮せずに法定相続分での遺産分割を強制することは、特定の共同相続人等の相続分を正当な理由なく一方的に減少させることになるから、その者の相続権を侵害するおそれがある。

一方、不在者財産管理人は、善良な管理者の注意をもって不在者のために財産を管理すべき義務（家事事件手続法第146条第6項、民法第644条）を負っており、不在者の利益のために、不在者の関係者等から事情の聴き取り調査をするなどして、必要かつ十分な主張を行わなければならないから、利害が相対立し得る複数の不在者について一人の不在者財産管理人が選任された場合、当該財産管理人は、実際に遺産分割協議を

する段階においてある特定の不在者の利益のために行動しようとする、他の不在者との関係ではその利益に反する行動を取らざるを得なくなるなど不可能を強いられることになるおそれがある。

不在者財産管理人として誰を選任するかは裁判所の裁判事項になるが、現行法においても、共同相続人等の中の複数の不在者については、遺産分割協議の場面を含め、それぞれの利害が相対立し得ることを考慮して、不在者ごとに異なる財産管理人が選任されているのが実情と考えられる。不在者である複数の共同相続人等に同一の財産管理人を選任することについての上記問題点からすれば、仮に、第6条第1項を設けたとしても、選任された弁護士等不在者財産管理人に不可能を強いることにならないかが問題となるため、裁判所としては、同一の財産管理人を選任することに慎重になり、不在者の住所地以外の弁護士等や既に別の不在者の財産管理人となっている弁護士等を財産管理人に選任することになるのではないか。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案（いわゆる「取調べ可視化法案」）の  
基本的な考え方及び概要

- 1 民主党政権時代に、逮捕・勾留されている被疑者の取調べ状況の録音・録画の試行が行われた次の種類の事件について、捜査機関による録音・録画を法律上の制度とする（法案においては、①②は逮捕・勾留されている被疑者を取り調べる場合の義務として、③は逮捕・勾留されているか否かにかかわらずこれを取り調べる場合の努力義務（逮捕・勾留されている被疑者が被後見人で後見人から申出があれば義務）として規定）。
  - ①裁判員裁判対象事件
  - ②特別捜査部・特別刑事部案件（本法案では検察官認知・直受事件）
  - ③被疑者が知的障害者である事件
- 2 これに加え、次の新たな政策を同時に法案化する。
  - ④全ての事件、全ての被疑者及び参考人について、取調べ状況の録音・録画の努力義務を捜査機関に課す。
  - ⑤被疑者が逮捕・勾留されている事件において被疑者が申し出た場合に、捜査機関による取調べ状況の録音・録画を義務化する。
  - ⑥逮捕・勾留されていない被疑者及び参考人について、これらの者自身による取調べ状況の録音を明記する。
- 3 ①、②、③（被後見人で後見人から申出があった場合に限る。）、⑤について、必要な録音・録画がされていない場合に、供述調書の証拠能力を否定する。

法曹養成制度改革の推進について

平成25年7月16日  
法曹養成制度関係閣僚会議決定

はじめに

本閣僚会議は、司法制度改革によって導入された新しい法曹養成制度について様々な課題が指摘されていることから、その在り方について、法曹養成制度検討会議の意見等も踏まえて検討を行ったものである。

本閣僚会議は、法曹養成制度検討会議取りまとめの内容を是認し、法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成制度を維持しつつ、質・量ともに豊かな法曹を養成していくために、政府として、講ずべき措置の内容及び時期を示すものである。

第1 今後の検討体制

内閣に關係閣僚で構成する會議体（以下「閣僚會議」という。）を設置し、その下に事務局を置いて、以下に述べる施策の実施をフォローアップするとともに、2年以内を目途に課題の検討を行うこととすべきである。

また、法曹養成制度改革・改善を進めていくに当たっては、政府のみでなく、最高裁判所及び日本弁護士連合会も一体となって取り組んでいく必要があることに鑑み、より良い法曹養成制度を実現するため、最高裁判所において、必要な施策を検討・実施することを期待するとともに、日本弁護士連合会においても、必要な取組を積極的に行うことを期待する。

第2 法曹有資格者の活動領域の在り方

法曹有資格者の活動領域については、閣僚會議の下で、各分野の有識者等で構成される有識者會議を設け、更なる活動領域の拡大を図る。

第3 今後の法曹人口の在り方

司法試験の年間合格者数については、3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは現実性を欠くものであり、当面、このような数値目標を立てることはしないものとする。

閣僚會議の下で、法曹としての質を維持することに留意しつつ、法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹に対する需要、司法アクセスの進展状況、法曹養成制度の整備状況等を勘案しながら、あるべき法曹人口について提言をするべくその都度検討を行うこととする。

そのために、閣僚會議の下で、法曹人口についての必要な調査を行い、その結果を2年以内に公表する。また、その後も継続的に調査を実施する。

#### 第4 法曹養成制度の在り方

##### 1 法曹養成課程における経済的支援について

最高裁判所において、可能な限り第67期司法修習生（平成25年11月修習開始）から、次の措置を実施することが期待される。

- (1) 分野別実務修習開始に当たり現居住地から実務修習地への転居を要する者について、旅費法に準じて移転料を支給する（実務修習地に関する希望の有無を問わない。）。
- (2) 集合修習期間中、司法研修所内の寮への入寮を希望する者のうち、通所圏内に住居を有しない者については、入寮できるようにする。
- (3) 司法修習生の兼業の許可について、法の定める修習専念義務を前提に、その趣旨や司法修習の現状を踏まえ、司法修習生の中立公正性や品位を損なわないなど司法修習に支障を生じない範囲において従来の運用を緩和する。具体的には、司法修習生が休日等を用いて行う法科大学院における学生指導をはじめとする教育活動により収入を得ることを認める。

##### 2 法科大学院について

- (1) 法科大学院が法曹養成の中核としての使命を果たし、それにふさわしい教育の質を確保する観点から、以下の措置を講ずる。

ア 文部科学省において、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「中教審」という。）の審議を踏まえ、1年以内に、公的支援の見直しの強化策など入学定員の削減方策を検討して結論を得た上、2年以内にその結論に沿った実施を開始する。

イ 閣僚会議の下で、課題を抱える法科大学院に対する裁判官及び検察官等の教員派遣の見直し方策について、上記文部科学省の公的支援の見直し強化策をも踏まえて、1年以内に検討し、結論を得る。

法務省は、2年以内にその結論に沿った実施を開始する。

また、最高裁判所においても、同様に教員派遣の見直し方策を実施することが期待される。

ウ 上記ア、イの施策を講じても一定期間内に組織見直しが進まないときは、課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、法曹養成のための専門職大学院としての性格に鑑み、組織見直しを促進するため必要な法的措置を設けることとし、その具体的な在り方については、大学教育の特性に配慮しつつ、閣僚会議において2年以内に検討し、結論を得る。

- (2) 文部科学省において、法曹養成のための充実した教育ができる法科大学院についてその先導的な取組に必要な支援を1年以内に検討して結論を得た上、2年以内にその結論に沿った実施を開始する。
- (3) 文部科学省において、中教審の審議を踏まえ、法学未修者の教育の質の保証の観点から法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして、「共通到達度確認試験（仮称）」の早期実現を目指すとともに、こ

れを既修者にも活用できるものとしての基本設計・実施について、2年以内に検討を行う。

また、閣僚会議の下で、上記文部科学省及び中教審の検討を踏まえながら、「共通到達度確認試験（仮称）」の法律基本科目の試験について、その結果に応じて司法試験の短答式試験を免除することを想定して、その制度設計・実施についての検討を2年以内に行う。

文部科学省は、これらの検討を受けて、5年以内に試行を開始することを目指して「共通到達度確認試験（仮称）」の実施準備を行う。

- (4) 文部科学省において、法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための仕組みの導入を1年以内に検討し、実施準備を行う。

### 3 司法試験について

- (1) 法務省において、司法試験の受験回数制限につき、法科大学院修了又は予備試験合格後5年以内に5回まで受験できるよう緩和し、短答式試験の試験科目を憲法・民法・刑法の3科目に限定するために、所要の法案を1年以内に提出する。
- (2) 閣僚会議の下で、法科大学院教育との連携や、司法試験受験者の負担軽減を考慮し、司法試験の論文式試験の試験科目の削減につき、論文式試験の選択科目の廃止を含め、その在り方について、予備試験との関係に留意しつつ検討し、2年以内に結論を得る。
- (3) 閣僚会議の下で、予備試験の結果の推移、予備試験合格者の受験する司法試験の結果の推移等について必要なデータの収集を継続して行った上で、法科大学院教育の改善状況も見ながら、予備試験制度の在り方について検討し、2年以内に結論を得る。
- (4) 司法試験の具体的な方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方に関しては、司法試験委員会において、現状について検証・確認しつつより良い在り方を検討するべく、同委員会の下に、検討体制を整備することが期待される。

### 4 司法修習について

最高裁判所においては、司法修習生に対する導入的教育や、選択型実務修習を含め司法修習内容の更なる充実に向けた検討を行うことが期待される。

また、閣僚会議の下で、質の高い法曹を育成できるよう、法科大学院教育との連携、司法修習の実情、上記の最高裁判所における検討状況等を踏まえつつ、司法修習生に対する導入的教育や選択型実務修習の在り方を含め司法修習の更なる充実に向けて、法曹養成課程全体の中での司法修習の在り方について検討を行い、2年以内に結論を得る。

平成25年司法試験法科大学院等別合格者数等（合格率順）

	受験者数	短答式試験の合格に必要な成績を得た者	最終合格者数	合格率
予備試験合格者	167	167	120	71.86%
慶應義塾法科大学院	354	295	201	56.78%
東京法科大学院	357	294	197	55.18%
三橋法科大学院	123	108	67	54.47%
京都法科大学院	240	216	129	52.44%
愛知法科大学院	28	24	12	42.86%
首都大東京法科大学院	96	74	39	40.63%
中央法科大学院	442	369	177	40.05%
早稲田法科大学院	479	371	184	38.41%
千葉法科大学院	65	48	24	36.92%
神戸法科大学院	125	102	46	36.80%
大阪法科大学院	140	110	51	36.43%
名古屋法科大学院	120	90	40	33.33%
北海道法科大学院	150	115	50	33.33%
大阪市立法科大学院	108	83	35	33.02%
上智法科大学院	174	125	48	26.44%
創価法科大学院	88	57	22	25.00%
岡山大法科大学院	70	47	17	24.29%
九州法科大学院	162	117	39	24.07%
東北法科大学院	173	133	39	22.54%
同志社法科大学院	190	130	42	22.11%
山梨学院法科大学院	46	32	10	21.74%
南山法科大学院	60	41	14	21.21%
法政法科大学院	143	89	30	20.98%
関西学院法科大学院	163	98	34	20.86%
新潟法科大学院	53	25	10	18.87%
広島法科大学院	101	60	19	18.81%
琉球法科大学院	32	20	6	18.75%
香川法科大学院	27	14	5	18.52%
明治法科大学院	354	224	65	18.36%
金沢法科大学院	39	24	7	17.95%
青山学院法科大学院	57	33	10	17.54%
名城法科大学院	58	38	10	17.24%
島根法科大学院	24	15	4	16.67%
立命館法科大学院	242	162	40	16.53%
筑波法科大学院	62	40	10	16.13%
東洋法科大学院	52	27	8	15.38%
横浜国立法科大学院	86	65	13	15.12%
立教法科大学院	121	74	18	14.88%
熊本法科大学院	49	30	7	14.29%
関西法科大学院	135	89	19	14.07%
神奈川法科大学院	43	27	6	13.95%
甲南法科大学院	75	42	10	13.33%
成蹊法科大学院	91	67	12	13.19%
中京法科大学院	26	18	3	11.54%
学習院法科大学院	63	40	7	11.11%
広島修道法科大学院	36	22	4	11.11%
北海学園法科大学院	28	16	3	10.71%
信州法科大学院	50	35	6	10.00%
白鷗法科大学院	30	16	3	10.00%
西南学院法科大学院	52	30	5	9.62%
福岡法科大学院	32	18	3	9.38%
明治学院法科大学院	96	45	9	9.38%
専修法科大学院	99	55	9	9.09%
駒澤法科大学院	36	24	3	7.89%
愛知学院法科大学院	39	20	3	7.69%
桐蔭横浜法科大学院	103	43	7	6.80%
獨協法科大学院	63	26	4	6.35%
関東学院法科大学院	32	18	2	6.25%
東北学院法科大学院	32	19	2	6.25%
日本法科大学院	149	75	9	6.04%
大阪学院法科大学院	37	19	2	5.41%
國學院法科大学院	59	32	3	5.08%
近畿法科大学院	41	22	2	4.88%
久留米法科大学院	42	15	2	4.76%
駿河台大法科大学院	85	43	4	4.71%
京都産業法科大学院	51	17	2	3.92%
龍谷法科大学院	80	36	3	3.75%
静岡法科大学院	29	13	1	3.45%
大宮法科大学院大学	96	45	3	3.13%
鹿児島法科大学院	35	20	1	2.86%
大東文化法科大学院	61	29	1	1.64%
神戸学院法科大学院	34	20	0	0.00%
東海法科大学院	53	17	0	0.00%
姫路獨協法科大学院	8	0	0	0.00%
総計	7,653	5,259	2,049	

(注) 受験者数には、途中欠席者を含む。